

第7章 教育訓練

第1節 職員への教育訓練

本計画が災害時に有効に活用されるよう、記載内容を職員に周知する。

また、災害時に速やかに行動できるよう、教育・訓練を定期的に行ったり、国や県が実施する教育訓練に参加したりすることで、災害対応力の向上を図る。

第2節 経験の継承

災害における災害廃棄物処理の初動期から復旧・復興期までの行動を記録し、経験を継承することにより、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に活かす。